

## 中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定による認定申請のご案内

### 【「特定中小企業者」認定制度の趣旨と効果】

---

経済産業大臣の指定する破綻金融機関等と金融取引を行っており、適正かつ健全に事業を営んでいるにもかかわらず、金融取引に支障を来している方で、金融取引の正常化を図るため、破綻金融機関等からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっている中小企業者を支援するため、中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定に基づく金融機関の指定を行っています。

認定申請日以前の1年間以内に破綻金融機関等と金融取引（融資残高があること。）を行っているなどの要件を充たすと「特定中小企業者」の認定を受けることができ、当該認定を受けると同法に基づく「保証の特例措置（セーフティネット保証）」の対象となり、信用保証協会の債務保証について保証限度額の別枠化の措置を受けることが可能になります。

※破綻金融機関等とは、次の（1）～（3）に該当する金融機関をいいます。

- （1）預金保険法第2条第4項に規定する破綻金融機関
- （2）預金保険法第2条第12項に規定する被管理金融機関
- （3）預金保険法第2条第13項に規定する承継銀行

### 【認定の要件】

---

- ① 中小企業信用保険法に定める中小企業者であること
- ② 市内に事業実体のある事業所を有していること
- ③ 許認可等を必要とする業種については当該許認可を受けていること
- ④ 認定申請日以前の1年間以内に破綻金融機関等と金融取引（融資残高があること。）を行っていること

### 【必要書類】

---

- ① 中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定による認定申請書 2通
- ② 決算書の借入明細、借入償還表、その他破綻金融機関等と金融取引があることを確認できる書類の写しのいずれか
- ③ 直近の決算書1期分の写し（個人事業主の場合、直近の確定申告書の写し）
- ④ 登記事項証明書の写し（法人の場合に限る）
- ⑤ 法人設立（開設）申告書の写し、又は個人事業の開業届出書の写し（法人で事業所が登記上の所在地と違う場合、又は個人事業主の場合に限る。ただし、決算書、確定申告書、許認可証等で事業実体のある事業所の所在地が確認できる場合は不要）
- ⑥ 許認可証、登録証、届出書等の写し（許認可等を必要とする事業）
- ⑦ その他市長が必要と認める書類

### 【その他】

---

- ① 申請後、概ね2日程度で認定の可否を審査し、認定が決定すると提出された申請書のうち1通に必要事項を記載して交付します。
- ② 当該認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があり、本認定を受けることは必ずしも金融機関による融資及び信用保証協会による債務保証を確定するものではありませんのでご留意下さい。

中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定による認定申請書

年 月 日

大津市長 様

住所  
申請者  
氏名

私は、 が破綻金融機関等となったことに伴い、金融取引の正常化を図るため、破綻金融機関等からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっていますので、中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

1 に対する借入  
年 月 日から 年 月 日までの に対する借入額  
円

大産商第 号  
年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注) 本認定書の有効期間： 年 月 日から 年 月 日まで

(留意事項)

- 1 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- 2 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。